

別紙3を次のとおり改める。

1. (2) ④イの表中、「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の豊前インターチェンジと椎田道路の椎田南インターチェンジを經由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。)」の項を削る。

2. のうち、「平成72年5月12日」を「平成72年5月3日」に改める。